

第4次秋田県豪雪地帯対策基本計画の概要について

県民生活課

計画策定の背景

- 本県は豪雪地帯対策特別措置法に基づき全域が豪雪地帯（うち13市町村が特別豪雪地帯）に指定されており、降積雪は、地域経済や県民生活に大きな影響を及ぼしている。
- 「第3次豪雪地帯対策基本計画」に基づいて、総合的な雪対策を推進してきたが、更なる取組のため「第4次基本計画」を策定する。

計画の性格及び期間

- 根拠法令：豪雪地帯対策特別措置法第6条
- 性格：豪雪地帯における快適で魅力ある地域づくりを県、市町村、県民等が一体となって推進していくための指針
- 計画期間：令和5年度～9年度（5年間）

計画の推進体制

- 取組状況等について、学識経験者、建築士等によって構成される外部委員会（委員5名）において毎年度、進行管理を行い検証

国の動き

注) ローマ数字等は国の動き反映箇所

【豪雪地帯対策特別措置法の改正】

- 主な改正点
 - ・幹線道路の交通確保 (I (1))
 - ・命綱固定アンカーの設置の促進等 (III (7))
 - ・地域における除排雪の安全確保等 (")
 - ・克雪に関する技術の開発及び普及 (V (1))
- 【第7次豪雪地帯対策基本計画】
 - ・改正法に基づく内容の見直し
幹線道路の交通確保 (I (1))
 - ・重点の見直し
担い手確保・共助除排雪体制の整備 (III (7))
 - 親雪・利雪による地域づくり (II (7)、III (1))

第3次計画の成果と課題

【成果】

- 共助の取組を推進するため、除排雪団体の立ち上げ支援を行い、累計で63団体が設立
- 市町村が仲介役となり、他地域からの雪下ろし業者を派遣する仕組みを構築
- 市町村と連携し、管理区分にとらわれず相互に除雪機械を乗り入れし、効率的な道路の除排雪の実施

【課題】

- 雪による事故における人的被害のうち高齢者の占める割合が高い
- 除雪ボランティアや除排雪団体の活動支援により共助の取組を推進しているが、少子高齢化や人口減少により地域を支える担い手が不足
- 機械の老朽化やオペレーターの高齢化により、除雪体制の確保が困難
- 地域の高齢化やコミュニティーの希薄化による自主防災組織の解散・消滅等により、地域防災の担い手不足の懸念

基本的な方向と主な施策

I 交通及び通信の確保	II 農林水産業・商工業その他産業の振興等
<ul style="list-style-type: none">(1) 道路交通の確保<ul style="list-style-type: none">・幹線道路の車両滞留回避・除雪機械オペレーターの育成強化(2) 公共交通機関の運行の確保等<ul style="list-style-type: none">・交通事業者による計画的な除排雪の実施(3) 通信及び情報の確保<ul style="list-style-type: none">・気象情報の早期把握や災害復旧体制の整備(4) 電力供給の確保<ul style="list-style-type: none">・風雪に強い設備対策、災害時の早期復旧体制の整備	<ul style="list-style-type: none">(1) 農業の振興 (2) 林業の振興 (3) 水産業の振興<ul style="list-style-type: none">・生産性の高い農業の確立、多様な森林資源整備(4) 工業及び新しい産業の振興<ul style="list-style-type: none">・地域資源を活用した伝統的工芸品産業等の振興(5) 商業、運輸業及び建設業の振興<ul style="list-style-type: none">・建設産業の持続的な発展に向けた建設人材の確保・育成(6) 産業人材の確保<ul style="list-style-type: none">・未来を支える人材投資・確保及び学び直しへの支援(7) 観光振興及び文化等を生かした交流の推進<ul style="list-style-type: none">・魅力ある観光地づくり、文化やスポーツイベント等の活用
III 生活環境施設の総合的な整備	IV 国土保全施設の総合的な整備
<ul style="list-style-type: none">(1) 教育環境の向上<ul style="list-style-type: none">・通学の安全確保、雪に親しむ教育(2) 保健・生活環境の整備<ul style="list-style-type: none">・積雪等に強い水道等施設の整備(3) 医療体制の整備等<ul style="list-style-type: none">・在宅医療体制の整備(4) 医療・介護・福祉の連携体制の強化等<ul style="list-style-type: none">・冬期間の高齢者等のサポート体制強化(5) 居住環境の向上<ul style="list-style-type: none">・克雪住宅の普及促進(6) 消防防災体制の整備<ul style="list-style-type: none">・地域防災のリーダーの育成(7) 除排雪についての協力体制整備及び多様な主体の連携による雪対策の強化<ul style="list-style-type: none">・市町村との協働による除排雪団体等の継続的活動の促進・他地域からの雪下ろし協力業者の確保・高齢者を中心に個別訪問等による事故防止の呼びかけ	<ul style="list-style-type: none">(1) 雪崩災害、融雪出水災害等の防止<ul style="list-style-type: none">・災害防止工事等の推進(2) 農用地等の防災の強化<ul style="list-style-type: none">・危険箇所の調査点検、災害防止工事の推進(3) 警戒・避難体制の確立及び災害応急対策の強化等<ul style="list-style-type: none">・災害の監視・避難体制の充実、災害時の迅速な対応
V その他の雪対策向上施策の推進	
	<ul style="list-style-type: none">(1) 雪害の防除等に関する調査研究及び除排雪等の情報提供<ul style="list-style-type: none">・産学官連携の研究開発支援、気象変動の影響等に関する情報収集・提供(2) 計画の推進等<ul style="list-style-type: none">・市町村、県民等と一体となった施策の展開、国の制度等を活用した取組の推進、国等への税制・施策事業実現の働きかけ

注) 下線は、第3次計画から内容を変更又は新規に設定した項目